

労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 産業歯科医の法定化等

- 一 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師のうちから産業歯科医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならないものとする。

(第十三条第一項関係)

- 二 一のほか、産業歯科医に関し、労働者の健康管理等を行うのに必要な歯学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならないものとする等現行の産業医と同様の規定の整備を行うものとする。(第十三条第二項等関係)

- 三 事業者は、一の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な歯学に関する知識を有する歯科医師に労働者の健康管理等を行わせるように努めなければならないものとする。

(第十三条の二関係)

第二 一般健康診断における歯科医師による健康診断の実施

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなけ

ればならないものとする。 (第六十六条第一項関係)

第三 歯科医師による保健指導

事業者は、第二の歯科医師による健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、歯科医師による保健指導を行うように努めなければならないものとする。 (第六十六条の七第一項関係)

第四 受動喫煙の防止

事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、屋内作業場その他の厚生労働省令で定める作業場について、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室（当該室からたばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る。）を除き、喫煙を禁止することその他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (第六十八条の二関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。（附則第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。